

教育広報誌「こうとうの教育」関連動画制作業務委託内容詳細

1. 動画制作

- (1) 本業務では、教育広報誌「こうとうの教育」(以下、「こうとうの教育」)の特集記事に係る活動(以下、「活動」)の動画を制作する。制作にあたり、動画構成の企画立案、現場撮影、編集等を行う。
- (2) 動画制作は年2本とする。
- (3) 動画化する活動は、年度最初の「こうとうの教育」発行号の編成方針決定時に委託者より通知する。
- (4) 掲載対象となる活動の時期により、制作時期は変動する。(年2回発行する「こうとうの教育」で、前期または後期のどちらかに2本掲載する場合がある。)

2. 企画立案

- (1) 委託者より通知のあった活動について、活動の内容・主旨を理解し、話題性・拡散性を高める工夫を施した構成・編集方針を提案する。
- (2) 最終的な構成・編集方針については、委託者と協議のうえ決定する。
- (3) 必要に応じて、活動の関係者との打ち合わせを行うこととし、その際は制作責任者が同席すること。
- (4) 企画立案にあたっては、活動を妨げるような過度な演出・仕込みは行わないこと。

3. 撮影

- (1) 撮影機材は、放送業務用フルHDの規格以上を使用すること。なお、移動手段及び消耗品等の動画制作に関わる費用については受託者の負担とする。
- (2) 活動によっては、土・日曜、祝日及び夜間となることがあるため、対応できるようにすること。
- (3) 路上や公共の場所における撮影等を行う場合は、通行車両、自転車または歩行者との接触等による事故を防止するための対策を講じること。
- (4) 撮影等にあたり、関係機関に撮影許可の申請等を要する場合は、受託者が事前に必要な手続きを行うこと。
- (5) 撮影にあたっては、活動を妨げないように配慮すること。

4. 編集

- (1) 制作する動画の再生時間は120秒から180秒程度とする。
- (2) BGM、音声録音、テロップ挿入及び映像を編集して動画を制作する。なお、音声録音・編集作業等は受託者の事業所等で行うものとし、録音・編集に使用する機材及び消耗品等は受託者の負担とする。
- (3) 編集はフルHD規格以上で撮影した映像を使用し、デジタル編集およびMA(整音等)

作業を行うこと。

- (4) 制作した動画のアスペクト比は 16 : 9 とし、Y o u T u b e 等にアップロードが可能で、画像・音声が鮮明に視聴できる仕様にすること。
- (5) 完成までに委託者による内容確認及び修正指示の機会を複数回設けること。
- (6) 受託者所有の写真・映像等を使用する場合には、著作権等に十分注意の上、自らの責任において利用すること。
- (7) 活動の参加者（承諾が得られた第三者を含む）以外の第三者（承諾が得られなかった活動の参加者を含む）が映像に映り込んでいる場合、映像の加工等の肖像権の侵害等にあたらぬように事前処理を行うこと。

5. 成果物、納期

- (1) 制作した動画は、以下のとおり納品する。
 - ① 配信用データ（M P 4 形式） ※D V D – R 等の媒体で納品すること。
 - ② D V D （タイトルラベル付、V O B 形式） 1 枚
- (2) 納期は、原則、動画に関する特集記事を掲載する「こうとうの教育」発行号の二校出稿日までとする。